令和4年度

①奨学のための給付金 早期給付のご案内

(高校生等奨学給付金)

1 奨学のための給付金とは

- ○滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校 生等がいる低所得(道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円(非課税))の世帯の保護 者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。
- ○奨学のための給付金は、通常、年額を一括で支給する「年額支給」ですが、<u>新入生分に限り</u>希望される保護者等は、年額の一部(4月~6月相当額)を早期に支給する「早期給付」を選択することができます。<u>早期給付を希望する方</u>は申請してください。支給の要件については「2 早期給付の対象要件」をご覧ください。
- ○早期給付を希望しない方は、6月末頃に配布予定の「年額支給」のご案内をご覧ください。
- ※高等学校等就学支援金(授業料の負担を軽減する制度)とは別の手続きですのでご注意ください。

2 早期給付の対象要件

令和4年4月1日現在、次の①~③のすべてを満たす世帯である保護者等

- ①高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校 生等がいる
- ②保護者等が滋賀県内に住所を有する
- ③生活保護(のうち生業扶助)を受給しているか、令和3年度の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円(非課税)である(保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること。)

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である ・保護者等が賦課期日に日本国内に在住していない
- ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費の支弁対象である
- ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年1回、通算3回(定時制・通信制課程は通算4回、専攻科は通算2回)受けている (学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1回(定時制・通信制課程は2回まで)加えることができる。
- ★年額の残り(7月~3月相当額)を受給するには、7月以降に改めて申請手続きが必要となります。
- ★7月~3月相当額または年額支給を受給するには、令和4年7月1日現在において、上記①②の要件に加えて、生活保護(のうち生業扶助)を受給しているか、令和4年度の道府県民税所得割額および 市町村民税所得割額が0円(非課税)である必要があります。
- ★7月~3月相当額および年額支給の手続き方法は6月末頃改めてご案内します。
- 3 支給時期(予定) ※審査の状況により遅れる場合があります
 - ·早期給付(4月~6月相当額)→ 7月
 - · 7月~3月相当額 → 11月下旬~12月
 - ・年額支給→ 11月下旬~12月
 - ※支給決定の時点で学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充当します。

4 支給額

	世帯区分		課程	年額	早期給付額(※2)
1	生活保護世帯	全日制・定時	制・通信制	32,300円	8,075円
	非課税世帯	全日制	一人目	114,100円	28,525円
2		・定時制	二人目以降(※1)	143,700円	35,925円
	区ガリを除く	通信制		50,500円	12,625円
3	非課税世帯 (生活保護世帯含む)	専攻科		50,500円	12,625円

- ※1 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。
 - ・15歳以上(中学生を除く)23歳未満の者(生年月日が平成11年4月3日~平成19年4月2日の者)
 - ・23 歳以上の高校生等
- ※2 早期給付額は年額の4分の1 (4月から6月相当額)となります。

5 早期給付の申請方法および必要書類

- ○申請期限 **令和4年5月31日(火) 午後4時**までに申請してください。
- ○申請方法 各世帯区分に応じた必要書類をそろえて、<u>信楽高等学校事務室へ提出</u>してください。 申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウン ロードすることもできます。

○必要書類

世帯区	.分	① 生活保護世帯		②非課税世	•	③非課税世帯 (生活保護世 帯含む)
必要書類		全日制・定時 制・通信制	全日制 一人目	制・定時制 二人目以降	通信制	専攻科
1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(早期給	付用)	0	0	0	0	0
2.生活保護受給証明書(複写可) ・令和4年4月1日以降に福祉事務所が発行したもの		0				
3. 保護者等の課税証明書等(複写可) ・ <mark>令和3年度(令和2年分)</mark> の課税証明書等			0	0	0	0
4.健康保険証の写し (1. の申請書に添付欄がありま・対象生徒本人のものを添付してください。 ・対象生徒の兄弟姉妹で、保護者に扶養されている 15 (中学生除く) 23 歳未満の者または 23 歳以上の高がいる場合は、その者の保険証も添付してください	歳以上 校生等		0	0	○ ※生徒本人 分のみで可	○ ※生徒本人分 のみで可
5. 扶養誓約書			4 で添付	した保険証が	国民健康保険	の場合に必要。
6. 在学証明書 ・保護者等に扶養されている 23 歳以上の高校生等が合に、その者について学校で証明を受けてください				○ ※23 歳以上 の高校生が いる場合		
7. 世帯全員の住民票記載事項証明(複写可) ・続柄入りで、世帯全員が記載されているもの					国民健康保険 以外の場合に	の場合で、保険 必要。
8. 通帳の写し		0	0	0	0	0
9. 個人対象要件証明書						0

[※]その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。

6 提出先・問い合わせ先

信楽高等学校在学(保護者県内在住) 県外の国公立高等学校等に在学

- 信楽高等学校在学(保護者県内在住) → 信楽高等学校事務室へ申請書類を取りにきてください。
 - → 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 修学支援係

電話: 077-528-4587

mail: ma0005@pref.shiga.lg.ip

※私立の高等学校等に通う生徒がいる場合は、滋賀県私学・県立大学振興課で実施します。 在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。

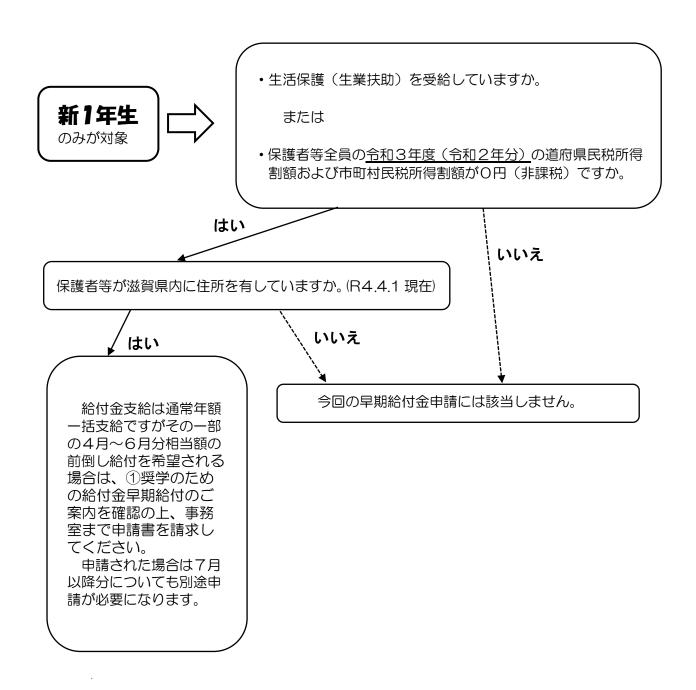
[※]対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

奨学のための給付金(早期給付)確認シート

以下の質問事項に、はい、いいえでお答えいただき、該当の可能性を確認してください。

該当の可能性がある場合で早期給付申請を希望される場合は、①奨学のための給付金早期給付のご案内を熟読の上、全ての必要書類を揃えていただき、該当事項を記入の上、5月31日(火)午後4時(必着)までに事務室へ書類一式を提出してください。

申請される場合は、申請様式書類を事務室まで取りにきてください。



※ 奨学のための給付金は、保護者住所地の都道府県での申請手続きとなります。

課税額の確認方法 (※様式は市町により異なります。)

●令和3年度(令和2年分)課税証明書(見本)

准 煮 太	大学 T F 1-1-A105	51-5-7						
表 表 ⑥	H F	\$			10 15 年 2 日		NO RE POME	
	4全部・控除金額等から本			IR	校	俊 專	Ħ	
現得全部の合計	60 所為符件的行政框	V 563,000					F-11	
所作を積の内状		社会保護科 ¥150,000 生命事務料 ¥ 50,000		. Ifi	10	#6	D	
於 年 群 人 學500, 空的年表定人 明廷者辞与存入	_ 1	货电钟件 \$30,000 直动存储 \$30,000	原花代 原花代 原花代 年段類	所 将 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ki sü	2000年 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	m ken or or	
	か 人 茂 名			21 41 61 21				

の「所得割額」が O円か確認して下さい。 ※「均等割額」ではありません。

学校に写しを提出するときは、 年度・住所・名前・課税額が確認で きるように、全体のコピーをとって ください。

特別徴収税額の決定・変更通知書

